

株 主 各 位

東京都江東区毛利二丁目10番18号
セーラ万年筆株式会社
代表取締役社長 比 佐 泰

第103期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第103期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書の郵送、又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後述の株主総会参考書類をご検討くださいます。 「議決権の行使についてのご案内」に従って、平成28年3月28日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区毛利二丁目6番5号
印刷製本包装機械健保会館 4階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第103期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
平成28年3月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、下記「インターネットによる議決権の行使についてのご案内」をご高覧の上、
平成28年3月28日（月曜日）午後5時までにご行使ください。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sailor.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sailor.co.jp/>) に掲載させていただきます。

#### インターネットによる議決権の行使についてのご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

- (2) 議決権の行使期限は、平成28年3月28日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
  - (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
  - (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
- (1) パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
  - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
  - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
4. システムに係わる条件について
- インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。
- (1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
  - (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
    - (a) ウェブブラウザとしてVer. 5. 01SP2以降のMicrosoft®Internet Explorer
    - (b) PDFファイルブラウザとしてVer. 4. 0以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver. 6. 0以降のAdobe®Reader®
- ※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及び Adobe® Reader® は米国 Adobe Systems Incorporated の、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
- ※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- (3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
  - (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル**  
電話 0120 (652) 031（受付時間 9：00～21：00）
  - (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
    - (a) 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
    - (b) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

**三井住友信託銀行 証券代行事務センター**  
電話 0120 (782) 031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

以上

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国経済の減速懸念から世界経済の先行きについて不安が広がりつつあるものの、当期前半は各国政府による財政出動への期待や堅調なアメリカ経済にも支えられ、円安による輸出の増加や国内企業設備投資の回復傾向などにより上向きの期待が感じられるような状況で推移しました。しかしながら、当期後半にかけては、中国経済の減速が現実味を帯び、中東情勢の緊迫化などもあって、先行きは一層不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、文具事業につきましては、万年筆を中心とした中高価格品の販売に注力し拡販を図る一方、新規販売ルートを開拓するなど積極的な販売を行ってまいりました。ロボット機器事業につきましては、主力の射出成形用取出口ボットの中国、東南アジア、米国への輸出など、国内外に機動的な販売を推し進めてまいりましたが、文具事業において法人ギフト市場の低迷を打開できず売上計画に到達できなかったことに加え、ロボット機器事業は競争の激化や部品価格の上昇などにより利益率が低下したこともあって、当連結会計年度の売上高は61億1千7百万円（前期比0.9%減）にとどまり、営業損失4千7百万円（前期営業損失9千1百万円）、経常損失8千2百万円（前期 経常損失2億3千8百万円）、特別損失として文具事業の減損損失を計上し、当期純損失1億5千1百万円（前期 当期純損失2億9百万円）となりました。

##### (文具事業)

国内個人消費につきましては、景況感の改善やインバウンド需要等があり、万年筆や複合筆記具などの中高級品の売上は順調に推移しました。また、海外販売やインターネット販売などは比較的好調でしたが、法人ギフト市場をはじめとした低価格品の売上が回復せず、売上高41億7千5百万円（前期比1.1%減）、セグメント損失8千7百万円（前期 セグメント損失3千万円）となりました。

##### (ロボット機器事業)

ロボット機器事業につきましては、中国や北米への販売が好調で、国内では大企業を中心とした国内設備投資の回復などがあり、主力の射出成形用取出口ボットを中心にほぼ計画通りの売上を確保し、売上高19億4千1百万円（前期比0.4%減）となりました。利益につきましては、中国子会社の撤退による売上原価率の改善が寄与しているものの、競合による製品単価の低下や材料費の上昇等により直近では利益率が低下し、セグメント利益4千万円（前期 セグメント

損失6千万円) となりました。

以上のように当社グループの経営状況は、依然として厳しい状況にあります。従って、当期の配当金は、引き続き無配とさせていただきたくお願い申し上げます。

【連結】セグメント別売上高

(単位：千円)

| セグメント           | 当 期<br>H27. 1. 1～H27. 12. 31 |       | 前 期<br>H26. 1. 1～H26. 12. 31 |       | 増減率   |
|-----------------|------------------------------|-------|------------------------------|-------|-------|
|                 | 金 額                          | 構成比   | 金 額                          | 構成比   |       |
| 文 具 事 業         | 4,175,993                    | 68.3% | 4,222,383                    | 68.4% | △1.1% |
| ロ ボ ッ ト 機 器 事 業 | 1,941,662                    | 31.7  | 1,949,827                    | 31.6  | △0.4  |
| 合 計             | 6,117,655                    | 100.0 | 6,172,210                    | 100.0 | △0.9  |

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は9千6百万円であります。その主なものは、新製品の金型等に関するものであります。

③ 資金調達の状況

平成24年11月に発行した第3回新株予約権65個が権利行使され、650,000株の新株を発行し、2千2百万円の資金調達を行いました。なお、この権利行使により、新株予約権の発行残高は零となっております。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第100期<br>平成24年12月期 | 第101期<br>平成25年12月期 | 第102期<br>平成26年12月期 | 第103期<br>平成27年12月期<br>(当期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 6,452              | 5,525              | 6,172              | 6,117                      |
| 経 常 損 失 (百万円)   | 26                 | 311                | 238                | 82                         |
| 当 期 純 損 失 (百万円) | 126                | 359                | 209                | 151                        |
| 1株当たり当期純損失 (円)  | 2.18               | 5.58               | 1.84               | 1.21                       |
| 総 資 産 (百万円)     | 4,638              | 4,765              | 5,747              | 5,439                      |
| 純 資 産 (百万円)     | 428                | 586                | 1,950              | 1,881                      |
| 1株当たり純資産額 (円)   | 6.77               | 7.79               | 15.35              | 14.61                      |

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度においても数期連続して重要な当期純損失を計上しているため、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当期（平成27年12月期）におきましては、売上高61億1千7百万円と前期に比べ0.9%の売上減となりました。文具事業においては、法人ギフトをはじめとする低価格商品の売上回復ができなかったこと、ロボット機器事業においては、中国子会社の撤退による売上原価削減が収益に寄与したものの、競争激化による販売価格下落等の影響で収益率が悪化したこと、海外子会社において販売手数料、労務費等の増加があったことなどが影響し、依然として営業損失及び当期純損失を計上する状態となっております。

これらの状況を打開するために、当該実績及びその反省を踏まえ、当社グループは、平成27年12月に新執行部を発足し、会社経営の基本方針を新たに制定するとともに、平成27年2月に公表した中期経営計画の一部暫定見直しを行いました。今後も引き続き、計画の策定（PLAN）、計画の実施（DO）、計画と実績の比較分析（CHECK）及び計画の是正改善（ACTION）の各段階において、ステークホルダーから信頼され期待される、実行可能でかつ効果的効率的な経営計画となるべく見直しを図ってまいります。なお、新執行部により現在検討中の中期経営計画の更なる改善策は、平成28年5月中旬を目途に策定公表を予定しております。

#### [会社経営の基本方針]

当社は、開発型メーカーとしてその製品において『最高の品質』を追求することにより、『顧客満足度の最大化』を目的に研鑽を重ね、その継続的な努力により『SAILOR』ブランドの価値向上を図ることを経営理念としております。

そのための基本方針としては、次のとおりであります。

- ①社会・文化の発展に貢献
- ②顧客満足度の最大化
- ③ステークホルダーと信頼関係の構築
- ④従業員の尊重
- ⑤信頼される経営

なお、具体的施策の概要につきましては、連結計算書類の連結注記表「1. 継続企業的前提に関する注記」に記載しているとおりであります。

また、平成27年12月には、代表取締役の異動に伴い、マスコミやウェブサイト上でお騒がせし、株主の皆様にも多大なるご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年12月31日現在）

- ① 親会社との状況  
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金         | 出 資 比 率    | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------------------------|---------------|------------|---------------|
| SAILOR AUTOMATION, INC.         | 千米ドル<br>300   | %<br>55.0  | ロボットの販売       |
| THE SAILOR (THAILAND) CO., LTD. | 千THB<br>6,000 | %<br>100.0 | ロボットの販売       |
| 写楽精密機械（上海）有限公司                  | 千RMB<br>5,532 | %<br>100.0 | ロボットの販売       |

(注) 写楽精密機械（上海）有限公司につきましては、役割終了により平成26年11月に事業を廃止しております。現在清算手続中であり、平成28年度中には清算終了する予定であります。なお、中国国内への販売・サービスにつきましては、代理店に委託しております。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは筆記具を主体とした文具類及びロボット機器の製造販売を行っております。具体的な内容は次のとおりであります。

##### 文具事業

- ①万年筆、ボールペン、シャープペンシル、ふでペン、マーキングペン、インク、修正ペン、ギフト雑貨用品、電子文具等

##### ロボット機器事業

- ①プラスチック射出成形品用自動取出口ロボット
- ②プラスチック射出成形品等の自動組立、包装装置
- ③その他（半導体、金属プレスのハンドリングロボット等）

#### (6) 主要な営業所及び工場（平成27年12月31日現在）

|                                 |       |                       |
|---------------------------------|-------|-----------------------|
| 当 社                             | 本 社   | 東京都江東区毛利二丁目10番18号     |
|                                 | 事 業 部 | 東京都江東区、東京都青梅市         |
|                                 | 事 業 所 | 名古屋市中村区、大阪市城東区、福岡市博多区 |
|                                 | 工 場   | 東京都青梅市、広島県呉市          |
| SAILOR AUTOMATION, INC.         | 本 社   | 米国 カリフォルニア            |
| THE SAILOR (THAILAND) CO., LTD. | 本 社   | タイ バンコク               |

(7) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員数      | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-----------|-------------|
| 文具事業     | 135(177)名 | 4(△4)名      |
| ロボット機器事業 | 80(10)名   | 1(△3)名      |
| 全社（共通）   | 6(2)名     | 1(－)名       |
| 合計       | 221(189)名 | 6(△7)名      |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 207(186)名 | 5(△3)名    | 44.1歳 | 18.7年  |

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行     | 524,687千円 |
| 株式会社広島銀行      | 331,768千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 188,245千円 |
| 株式会社福井銀行      | 171,180千円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 101,123千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 125,219,611株（自己株式135,367株を含む。）  
 資本金 3,358百万円  
 単元株式数 1,000株

(注) 新株予約権の行使により、当事業年度中に次のとおり株式を発行しました。

- 発行した株式数 650,000株  
 増加した資本金の額 11百万円  
 ③ 株主数 11,170名

### ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                         | 持 株 数<br>千株 | 持 株 比 率<br>% |
|-----------------------------------------------|-------------|--------------|
| 豊 岡 幸 治                                       | 4,685       | 3.75         |
| DAIWA CM SINGAPORE LTD -NOMINEE KO HONG MYONG | 3,014       | 2.41         |
| セーラー万年筆取引先持株会                                 | 1,826       | 1.46         |
| 日本証券金融株式会社                                    | 1,622       | 1.30         |
| 株式会社りそな銀行                                     | 1,374       | 1.10         |
| 株式会社 SBI証券                                    | 1,194       | 0.95         |
| 村山 信也                                         | 1,178       | 0.94         |
| マネックス証券株式会社                                   | 1,100       | 0.88         |
| 前田 喜美子                                        | 1,048       | 0.84         |
| 廣田証券株式会社                                      | 1,000       | 0.80         |

(注) 持株比率は自己株式（135,367株）を控除して計算しております。

### (2) 会社の新株予約権等の状況

平成24年11月29日発行の第3回新株予約権1,279個（12,790千株分）につきましては、当期中は65個（新株式650千株）の新株予約権が権利行使されました。この結果、発行した全ての新株予約権が権利行使され、発行残高は零となっております。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

| 地 位               | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                      |
|-------------------|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>上級執行役員 | 比 佐 泰   | 文具事業部長                                                            |
| 取 締 役<br>上級執行役員   | 町 克 哉   | ロボット機器事業部長                                                        |
| 取 締 役<br>上級執行役員   | 石 崎 邦 生 | 管理部長                                                              |
| 取 締 役<br>上級執行役員   | 米 澤 章 正 | 文具事業部天応工場長                                                        |
| 取 締 役             | 中 島 義 雄 | オリエンタルチエン工業株式会社 社外取締役                                             |
| 取 締 役             | 米 本 光 男 | 株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長<br>船井電機株式会社 社外取締役<br>オリエンタルチエン工業株式会社 社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役         | 小 島 一 之 |                                                                   |
| 監 査 役             | 西 村 武   | オリエンタルチエン工業株式会社 代表取締役社長                                           |
| 監 査 役             | 山 田 隆 明 | 山田経営会計事務所所長<br>学校法人明治学院理事・評議員<br>一般財団法人コンピュータソフトウェア協会監事           |

(注) 1. 取締役米本光男氏は、社外取締役であります。

2. 監査役西村武氏及び監査役山田隆明氏は、社外監査役であります。

当社は、監査役山田隆明氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

3. 監査役山田隆明氏は、公認会計士、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分      | 支 給 人 員 | 支 給 額  |
|----------|---------|--------|
| 取 締 役    | 7名      | 42百万円  |
| 監 査 役    | 3名      | 7百万円   |
| 合 計      | 10名     | 50百万円  |
| (うち社外役員) | (3名)    | (3百万円) |

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、昭和57年3月30日開催の第69期定時株主総会決議において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、昭和57年3月30日開催の第69期定時株主総会決議において年額24百万円以内と決議いただいております。

3. 平成27年12月31日現在の役員数は、取締役6名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役米本光男氏は、船井電機株式会社社外取締役及び株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長及びオリエンタルチェン工業株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社とオリエンタルチェン工業株式会社との間には、不動産賃貸借に係る取引があります。他の2社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役西村武氏は、オリエンタルチェン工業株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間には、不動産賃貸借に係る取引があります。
- ・監査役山田隆明氏は、税理士・公認会計士の業務を行っております。なお、当社との間に税務顧問契約があります。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                         |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 米 本 光 男 | 当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席いたしました。経営全般に精通した見地から意見を述べるなど、妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。                                                                     |
| 監 査 役 | 西 村 武   | 当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、監査役会8回のうち6回に出席いたしました。取締役会においては、経営者としての経験豊富な見地から発言を行っております。また、監査役会においても、適宜必要な発言を行っております。                                |
| 監 査 役 | 山 田 隆 明 | 当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、監査役会8回のうち7回に出席いたしました。取締役会においては、公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、財務・税務関連等に関し適宜必要な発言を行っております。 |

### 3. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人日本橋事務所

② 会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 17,380千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,380千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて確認し検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められるときは、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       | 科 目              | 金 額        |
|----------------|-----------|------------------|------------|
| <b>資 産 の 部</b> |           | <b>負 債 の 部</b>   |            |
| 流動資産           | 4,106,822 | 流動負債             | 2,519,827  |
| 現金及び預金         | 1,496,279 | 支払手形及び買掛金        | 810,609    |
| 受取手形及び売掛金      | 1,119,523 | 短期借入金            | 1,344,580  |
| 商品及び製品         | 650,271   | 1年内返済予定の長期借入金    | 2,180      |
| 仕掛品            | 242,470   | リース債務            | 1,719      |
| 原材料及び貯蔵品       | 545,931   | 未払法人税等           | 23,718     |
| その他            | 58,197    | 賞与引当金            | 5,962      |
| 貸倒引当金          | △5,852    | アフターコスト引当金       | 11,150     |
| 固定資産           | 1,332,743 | その他              | 319,907    |
| 有形固定資産         | 919,857   | 固定負債             | 1,038,267  |
| 建物及び構築物        | 7,163     | リース債務            | 4,014      |
| 機械装置及び運搬具      | 11,323    | 繰延税金負債           | 34,809     |
| 土地             | 859,647   | 再評価に係る繰延税金負債     | 274,505    |
| リース資産          | 5,331     | 退職給付に係る負債        | 701,596    |
| 建設仮勘定          | 28,290    | 資産除去債務           | 23,342     |
| その他            | 8,101     | 負債合計             | 3,558,094  |
| 無形固定資産         | 15,828    | <b>純 資 産 の 部</b> |            |
| 投資その他の資産       | 397,056   | 株主資本             | 1,155,222  |
| 投資有価証券         | 272,673   | 資本金              | 3,358,523  |
| その他            | 202,629   | 資本剰余金            | 1,727,218  |
| 貸倒引当金          | △78,246   | 利益剰余金            | △3,909,958 |
| 資産合計           | 5,439,565 | 自己株式             | △20,560    |
|                |           | その他の包括利益累計額      | 672,511    |
|                |           | その他有価証券評価差額金     | 71,729     |
|                |           | 土地再評価差額金         | 576,410    |
|                |           | 為替換算調整勘定         | 24,371     |
|                |           | 少数株主持分           | 53,736     |
|                |           | 純資産合計            | 1,881,470  |
|                |           | 負債純資産合計          | 5,439,565  |

# 連結損益計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額       |
|----------------|-----------|
| 売上高            | 6,117,655 |
| 売上原価           | 4,454,536 |
| 売上総利益          | 1,663,119 |
| 販売費及び一般管理費     | 1,710,609 |
| 営業損失           | 47,490    |
| 営業外収益          | 35,232    |
| 受取利息           | 1,352     |
| 受取配当金          | 1,241     |
| 持分法による投資利益     | 17,374    |
| 為替差益           | 7,862     |
| その他            | 7,401     |
| 営業外費用          | 70,105    |
| 支払利息           | 44,154    |
| 支払手数料          | 21,524    |
| その他            | 4,426     |
| 経常損失           | 82,363    |
| 特別利益           | 60,831    |
| 固定資産売却益        | 40,831    |
| 投資有価証券売却益      | 5,000     |
| 受取保険金          | 15,000    |
| 特別損失           | 88,512    |
| 固定資産売却損        | 1,635     |
| 減損損失           | 86,877    |
| 税金等調整前当期純損失    | 110,044   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 36,226    |
| 法人税等調整額        | △4,069    |
| 少数株主損益調整前当期純損失 | 142,201   |
| 少数株主利益         | 8,801     |
| 当期純損失          | 151,002   |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |            |         |           |
|---------------------|-----------|-----------|------------|---------|-----------|
|                     | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高           | 3,347,375 | 1,716,070 | △3,767,469 | △20,449 | 1,275,526 |
| 当 期 変 動 額           |           |           |            |         |           |
| 新 株 の 発 行           | 11,148    | 11,148    |            |         | 22,296    |
| 当期純損失(△)            |           |           | △151,002   |         | △151,002  |
| 自己株式の取得             |           |           |            | △111    | △111      |
| 土地再評価差額金の取崩         |           |           | 8,513      |         | 8,513     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |            |         |           |
| 当期変動額合計             | 11,148    | 11,148    | △142,489   | △111    | △120,304  |
| 当 期 末 残 高           | 3,358,523 | 1,727,218 | △3,909,958 | △20,560 | 1,155,222 |

|                     | その他の包括利益累計額          |                 |                   |                       | 新 予 約 株 権 | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 計 合 |
|---------------------|----------------------|-----------------|-------------------|-----------------------|-----------|-------------|-----------|
|                     | そ の 他 の 有 価 証券 評価差額金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 勘 定 調 整 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |           |             |           |
| 当 期 首 残 高           | 67,963               | 555,747         | 10,395            | 634,106               | 196       | 40,963      | 1,950,793 |
| 当 期 変 動 額           |                      |                 |                   |                       |           |             |           |
| 新 株 の 発 行           |                      |                 |                   |                       |           |             | 22,296    |
| 当期純損失(△)            |                      |                 |                   |                       |           |             | △151,002  |
| 自己株式の取得             |                      |                 |                   |                       |           |             | △111      |
| 土地再評価差額金の取崩         |                      |                 |                   |                       |           |             | 8,513     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 3,765                | 20,662          | 13,976            | 38,404                | △196      | 12,772      | 50,981    |
| 当期変動額合計             | 3,765                | 20,662          | 13,976            | 38,404                | △196      | 12,772      | △69,322   |
| 当 期 末 残 高           | 71,729               | 576,410         | 24,371            | 672,511               | —         | 53,736      | 1,881,470 |

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>3,691,273</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,315,243</b> |
| 現金及び預金                 | 1,133,446        | 支払手形                 | 501,327          |
| 受取手形                   | 257,926          | 買掛金                  | 294,275          |
| 売掛金                    | 883,296          | 短期借入金                | 1,344,580        |
| 商品及び製品                 | 594,671          | 1年内返済予定の長期借入金        | 2,180            |
| 仕掛品                    | 242,470          | リース債務                | 1,719            |
| 原材料及び貯蔵品               | 524,971          | 未払金                  | 76,396           |
| 前払費用                   | 35,808           | 未払法人税等               | 21,388           |
| 未収入金                   | 2,418            | 未払消費税等               | 9,479            |
| その他                    | 22,334           | 賞与引当金                | 5,962            |
| 貸倒引当金                  | △6,070           | アフターコスト引当金           | 11,150           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,290,341</b> | その他                  | 46,784           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>917,174</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,036,906</b> |
| 建物                     | 7,129            | リース債務                | 4,014            |
| 機械及び装置                 | 9,772            | 繰延税金負債               | 34,809           |
| 工具器具及び備品               | 7,003            | 再評価に係る繰延税金負債         | 274,505          |
| 土地                     | 859,647          | 退職給付引当金              | 700,235          |
| リース資産                  | 5,331            | 資産除去債務               | 23,342           |
| 建設仮勘定                  | 28,290           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,352,150</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>15,828</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>357,338</b>   | <b>株 主 資 本</b>       | <b>981,324</b>   |
| 投資有価証券                 | 182,263          | 資 本 金                | 3,358,523        |
| 関係会社株式                 | 51,788           | 資 本 剰 余 金            | 1,727,218        |
| 破産更生債権等                | 86,626           | 資 本 準 備 金            | 1,358,523        |
| 差入保証金                  | 94,935           | その他資本剰余金             | 368,695          |
| その他                    | 104,995          | 利 益 剰 余 金            | △4,083,856       |
| 貸倒引当金                  | △163,271         | その他利益剰余金             | △4,083,856       |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,981,615</b> | 繰越利益剰余金              | △4,083,856       |
|                        |                  | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△20,560</b>   |
|                        |                  | 評価・換算差額等             | 648,140          |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金         | 71,729           |
|                        |                  | 土地再評価差額金             | 576,410          |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,629,464</b> |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>4,981,615</b> |



# 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から)  
(平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 5,801,436 |
| 売 上 原 価                 | 4,386,763 |
| 売 上 総 利 益               | 1,414,672 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,471,214 |
| 営 業 損 失                 | 56,542    |
| 営 業 外 収 益               | 9,162     |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 1,761     |
| そ の 他                   | 7,401     |
| 営 業 外 費 用               | 70,953    |
| 支 払 利 息                 | 44,121    |
| 支 払 手 数 料               | 21,524    |
| 為 替 差 損                 | 936       |
| そ の 他                   | 4,371     |
| 経 常 損 失                 | 118,333   |
| 特 別 利 益                 | 60,831    |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 40,831    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 5,000     |
| 受 取 保 険 金               | 15,000    |
| 特 別 損 失                 | 88,512    |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 1,635     |
| 減 損 損 失                 | 86,877    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         | 146,014   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 17,844    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △4,069    |
| 当 期 純 損 失               | 159,789   |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から  
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |              |             |                             |             |         | 株主資本計<br>合 |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|---------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式    |            |
|                         |           | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余<br>金合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高               | 3,347,375 | 1,347,375 | 368,695      | 1,716,070   | △3,932,580                  | △3,932,580  | △20,449 | 1,110,415  |
| 当 期 変 動 額               |           |           |              |             |                             |             |         |            |
| 新 株 の 発 行               | 11,148    | 11,148    |              | 11,148      |                             |             |         | 22,296     |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         |           |           |              |             | △159,789                    | △159,789    |         | △159,789   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |              |             |                             |             | △111    | △111       |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩   |           |           |              |             | 8,513                       | 8,513       |         | 8,513      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |              |             |                             |             |         |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 11,148    | 11,148    | —            | 11,148      | △151,276                    | △151,276    | △111    | △129,091   |
| 当 期 末 残 高               | 3,358,523 | 1,358,523 | 368,695      | 1,727,218   | △4,083,856                  | △4,083,856  | △20,560 | 981,324    |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |              |               | 新 予 約 株 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|--------------|---------------|-----------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額<br>金 | 評価・換算差額等<br>計 |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 67,963           | 555,747      | 623,711       | 196       | 1,734,323 |
| 当 期 変 動 額               |                  |              |               |           |           |
| 新 株 の 発 行               |                  |              |               |           | 22,296    |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         |                  |              |               |           | △159,789  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |              |               |           | △111      |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩   |                  |              |               |           | 8,513     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 3,765            | 20,662       | 24,428        | △196      | 24,232    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 3,765            | 20,662       | 24,428        | △196      | △104,859  |
| 当 期 末 残 高               | 71,729           | 576,410      | 648,140       | —         | 1,629,464 |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月23日

セーラー万年筆株式会社  
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指 定 社 員 公認会計士 山 村 浩 太 郎 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 遠 藤 洋 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 新 藤 弘 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セーラー万年筆株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度も含め数期連続して重要な当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月23日

セーラー万年筆株式会社  
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

|                        |           |           |   |
|------------------------|-----------|-----------|---|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 山 村 浩 太 郎 | ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 遠 藤 洋 一   | ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 新 藤 弘 一   | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セーラー万年筆株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度も含め数期連続して重要な当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月24日

セーラー万年筆株式会社 監査役会

常勤監査役 小 島 一 之 ㊞

監 査 役 西 村 武 ㊞

監 査 役 山 田 隆 明 ㊞

(注) 監査役西村武、監査役山田隆明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

今般、会社法の改正により、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置する「監査等委員会設置会社」の制度が新たに導入されました。つきましては、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、「監査等委員会設置会社」に移行するため、これに伴う必要な規定の変更を行うものであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                 | 変更案                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                              | 第1章 総 則                                                                                            |
| 第1条～第3条 (条文省略)                                                                       | 第1条～第3条 (現行どおり)                                                                                    |
| (機 関)                                                                                | (機 関)                                                                                              |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) 会計監査人 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削 除)<br>(3) <u>会計監査人</u>        |
| 第5条～第17条 (条文省略)                                                                      | 第5条～第17条 (現行どおり)                                                                                   |
| 第4章 取締役及び取締役会                                                                        | 第4章 取締役及び取締役会                                                                                      |
| (取締役の員数)                                                                             | (取締役の員数)                                                                                           |
| 第18条 当社の取締役は <u>15名</u> 以内とする。<br><br>(新 設)                                          | 第18条 当社の取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>10名</u> 以内とする。<br><br>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> |
| (取締役の選任)                                                                             | (取締役の選任)                                                                                           |
| 第19条 取締役は、株主総会で選任する。<br><br>② (条文省略)<br>③ (条文省略)                                     | 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。</u><br><br>② (現行どおり)<br>③ (現行どおり)              |

| 現行定款                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</p> <p>(新 設)</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(新 設)</p>                | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(代表取締役及び役付取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。<u>ただし、社長は会長を兼任することができる。</u></p>                     | <p>(代表取締役及び役付取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>                                                                                           |
| <p>(取締役会の招集、招集権者、議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 取締役会の招集通知は会日の3日前に発する。<u>ただし、緊急やむを得ないときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>④ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集、招集権者、議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会の招集通知は会日の3日前までに発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>④ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                                                           |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(業務の執行)</p> <p><u>第23条 会社の業務は取締役会が決定する。</u></p> <p>② <u>取締役会に関する規定は、本定款に定める事項のほか取締役会の定めるところによる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(相談役及び顧問の委嘱)</p> <p>第26条 <u>当社は取締役会の決議により諮問機関として相談役または顧問を置くことができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>② 前項の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                                                | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                    |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 常勤の監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                                          | <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第27条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>                                                                                              |
| <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>② 監査役会の招集通知は会日の3日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、これを短縮することができる。</p> <p>③ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第28条 (削除)</p> <p>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>                                                                                         | <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>                                                                               |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>監査役</u>の報酬等)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査役</u>の報酬等は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> | <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第<u>30</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員</u>の過半数が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | ひ さ やすし<br>比 佐 泰<br>(昭和27年11月1日)        | 昭和52年 4月 当社入社<br>平成19年11月 当社管理部経理担当部長<br>平成21年10月 当社管理部経理・人事担当部長<br>平成22年 3月 当社取締役管理部長<br>平成24年 3月 当社取締役兼上級執行役員管理部長<br>平成27年12月 当社代表取締役社長兼上級執行役員文具事業部長（現任）                                                                        | 75千株               |
| 2         | まち かつ や<br>町 克 哉<br>(昭和33年12月22日)       | 昭和57年 4月 当社入社<br>平成 8年 5月 当社文具事業部中四国支店支店長<br>平成10年 3月 当社管理部経理担当課長<br>平成19年 5月 当社ロボット機器事業部総務部次長<br>平成25年 9月 当社執行役員ロボット機器事業部長代行<br>営業、総務担当<br>平成26年 3月 当社取締役兼上級執行役員ロボット機器事業部長（現任）                                                   | 15千株               |
| 3         | いし ぎき くに お<br>石 崎 邦 生<br>(昭和31年3月12日)   | 昭和53年 4月 当社入社<br>平成 7年 5月 当社文具事業部量販部課長<br>平成11年 5月 当社文具事業部東日本販売部量販市場担当次長<br>平成19年 5月 当社文具事業部販売本部量販部部长<br>平成22年 3月 当社取締役文具事業部販売本部大阪支店長<br>平成22年 8月 当社取締役文具事業部貿易部部长<br>平成24年 3月 当社取締役兼上級執行役員文具事業部長<br>平成27年12月 当社取締役兼上級執行役員管理部長（現任） | 56千株               |
| 4         | よね ざわ あき まさ<br>米 澤 章 正<br>(昭和37年11月22日) | 昭和60年 4月 当社入社<br>平成10年 5月 当社文具事業部天応工場技術部門開発技術課長<br>平成18年 3月 当社文具事業部購買部課長<br>平成24年 2月 当社文具事業部天応工場副工場長<br>平成26年 4月 当社文具事業部天応工場長<br>平成27年 4月 当社取締役兼上級執行役員文具事業部天応工場長（現任）                                                              | 21千株               |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における監査役全員が任期満了となります。

つきましては、新たに、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | ※<br>きた うら りょう じ<br>北 浦 良 司<br>(昭和28年12月28日生) | 昭和52年 7月 当社入社<br>平成 8年 5月 当社文具事業部営業管理担当課長<br>平成23年 5月 当社文具事業部統括室室長(部長)<br>平成24年 3月 当社執行役員兼内部監査室長兼文具事業部統括室室長(部長)<br>平成26年 2月 当社内部監査室長(現任)                                                                            | 5千株                |
| 2     | ※<br>やま だ たか あき<br>山 田 隆 明<br>(昭和34年12月20日生)  | 昭和58年 4月 株式会社インテック入社<br>平成13年 4月 公認会計士登録<br>平成13年11月 山田経営会計事務所開業・同所長(現任)<br>平成15年10月 税理士登録<br>平成16年 3月 I Tコーディネータ登録<br>平成21年 9月 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会監事(現任)<br>平成22年10月 学校法人明治学院理事・評議員(現任)<br>平成26年 3月 当社監査役(社外)(現任) | 1千株                |
| 3     | ※<br>あかつき たく や<br>暁 琢 也<br>(昭和45年11月9日生)      | 平成13年10月 大阪弁護士会登録<br>平成13年10月 土井幹夫法律事務所入所<br>平成20年 8月 あかし法律事務所パートナー就任<br>平成26年 4月 黎明国際法律事務所代表(現任)                                                                                                                   | 一千株                |

(注)1. 北浦良司氏、暁琢也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。山田隆明氏と当社との間には、顧問税理士としての契約関係があります。

2. ※印は新任の取締役候補者であります。

3. 山田隆明氏と暁琢也氏の両氏は、社外取締役候補者であります

4. 山田隆明氏は、過去に企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士・税理士としての専門的な知識・幅広い識見から、当初の社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏は現在当社の監査役(社外)であり、監査役(社外)の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 暁琢也氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な国内外にわたる専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. 山田隆明氏及び暁琢也氏が社外取締役に就任した場合に、当社は株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。なお、現社外取締役山田隆明氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出てあります。

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100百万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となる予定であります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額24百万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定であります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

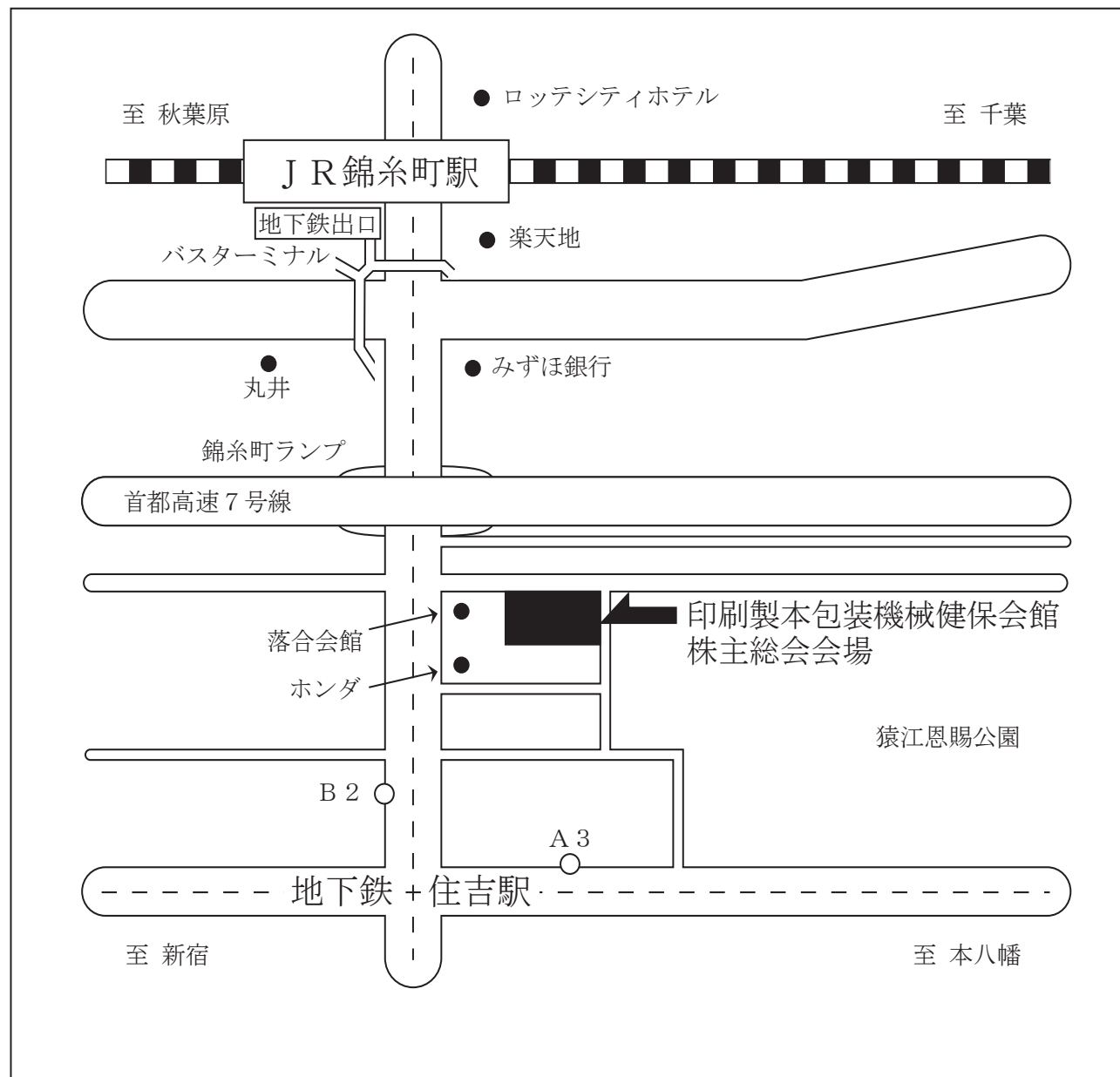
以上

# メ モ 欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

# 株主総会会場ご案内図

会場 印刷製本包装機械健保会館 4階会議室  
東京都江東区毛利二丁目6番5号



交通 JR総武線、東京メトロ半蔵門線  
錦糸町駅南口から徒歩約10分  
東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄新宿線  
住吉駅 A3、B2出口から徒歩約5分

(お願い)

駐車スペースがございませんので、当日のお車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。